

特定基地局開設計画認定申請書

総務大臣 殿

電波法第27条の14第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請者(注2)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

3 外国人等により占められる役員の割合

外国人等により占められる役員の割合 (移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る。)	%
--	---

外国人等直接保有議決権割合(移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る。)	%
--	---

外国性の有無 (移動受信用地上 基幹放送に係る特 定基地局の開設計 画の認定申請に限 る)	国籍等(法第5条第1項第1号から第3号まで)	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合(同項第4号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同号)	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	☐ 有 ☐ 無

(1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記

載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

- (2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

4 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。

5 3の欄は、法人又は団体の場合に限り記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ	住 所	役 名	担 当 部 門	日本の国籍の有無	備 考
氏 名					
				□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

6 4の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)	
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無		□有 □無
		その他(F)		
	単元未満株式(G)			
総数(H)				
備考	1単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、自己保有株式又は相互保有株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注8) (G)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注9) (H)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注10) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注11) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。
- (注12) 法第27条の14の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。))。

イ 議決権比率に関する事項

区 分		氏 名 又 は 名 称	住 所 (A)	法 人 番 号 (B)	株 式 数 (株) (C)	議 決 権 の 数 (個) (D)	(D) ／ 議 決 権 の 総 数 (%) (E)	備 考
外 国 法 人 等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (F)							
合 計								

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(H)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないと

きは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)

(注8) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注9) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。